

権鈔銭に見る元代民間の通貨ルール

宮澤知之

緒言

- 1、至正権鈔銭
- 2、支鈔半分銭ほか
- 3、権鈔銭の意義

結語

緒言

清鮑康・李佐賢同編の『統泉匯利集』巻3に、支鈔半分なる銅銭を著録して(図1)、

此銭無年号。然曰支鈔半分。自係権鈔銭別種、決為元銭無疑。

此の銭年号無し。然して支鈔半分と曰う。自ずから権鈔銭の別種に係り、
決かならず元銭為ること疑い無し。

という。1945年鄭家相は「此の銭は伝世のみ、鼎足にして三なり」、つまり伝世品が3点あるだけだとい(1)う。支鈔半分銭はそれが鑄造された時代に記録がないことによって、そもそも伝世品が臆造品でないという確たる証拠はない。のみならず本稿で取り上げる同種の銭すべてが、銭譜・古銭目録・博物館所蔵品にあるだけで、同時代の文献で確認できない。そこで私はこれらの銭を歴史研究の資料として用いることに躊躇を覚えるのであるが、それでもあえて資料として用いることにしたい。その理由は、数種類の同種の銭を検討すると、他の時代にはない特徴的な内容を共通して備え、しかも歴史的文脈の中に置いて全く違和感がないからであり、むしろ文献資料では窺えない興味深い事柄が現れてくるからである。

さて支鈔半分錢について、奥平昌洪は「亦權鈔錢ノ別種ナリ。元末ノ物ナルコト疑ウベカラズ」として元末のもの⁽²⁾と見なし、丁福保は、5種類⁽³⁾の至正權鈔錢（至正之寶）に繋がる半分（0.5分）に相当する小平の權鈔錢であるとする。すなわち元末至正以後のもの⁽³⁾と認めていることになる。

これに対し朱活は、支鈔と積することを非として「交鈔半分」と読み、元初の權鈔錢であるとする。モンゴル帝国が中統元宝交鈔以前に発行した紙幣「交鈔」と関係するものと認めるからである。さらに李如森も「支鈔」を否定して「交鈔半分」と読み、文字・形制から元初の權鈔錢とする。ただし「半分は銀を指し、即ち鈔を以て銀に折す、此れ銅錢を以て鈔に折す」という⁽⁵⁾。この解説の内容は判然としないが、交鈔半分錢は銅錢と鈔の換算レートを示すのに銀の重量単位を用いているというのであろうか。また華光普は、交鈔半分と読み、金末元初の地方貨幣で官鑄とするが、「或いは支鈔半分と読む」とも言い、支鈔の可能性を残している⁽⁶⁾。

要するに、支鈔（交鈔）半分錢について、權鈔錢の1種であると認めることでは共通するが、錢文の読みが支鈔か交鈔か、通用時期が金末元初か元末かで一致しない。また錢文の読みとも関連し、權鈔の対象である鈔が元初の「交鈔」であると明言するのは朱活だけで、元末説では当然「交鈔」を想定していない。さらに発行主体の問題については華光普が官鑄とする以外言及がない。ただし丁福保は至正權鈔錢と錢の作りが異なるとするので、言外に官鑄と認めていないのかも知れない⁽⁷⁾。

支鈔（交鈔）半分錢の伝世はわずかで、おそらく鑄造額もわずかであったはずである。このことからすると貨幣史上とくに大きな意義を認める必要はないかも知れない。しかし実は支鈔（交鈔）半分錢のほか、半分もしくは半分に類した重量表示の錢文を有する錢貨として、政和通寶（背は半分）・宣和通寶（背は半分）・至元半分（無背）・大定通寶（背は半分）・泰和通寶（背は二分半）・泰和通寶折二（背は二錢・一分）・大觀通寶（背は半錢）等の錢貨が知られている。これらの錢貨を著録する錢譜・目録は金元時代に分類するのが通例である。錢貨の性格について言及するものは多くないが、華光普は政和通寶（半分）を元初地方で鑄行された折銀錢、宣和通寶（半分）を元初の折銀錢、

大観通宝（半銭）を金末元初の折銀銭と説明し、銅銭と銀のレートを示すものと考えている⁽⁸⁾。いずれにしてもこれらの銭貨は金末元初あるいは元末のものとして認められている。このように金元時代、銭・分といった重量単位を鑄込んだ銭貨が多種類存在するという事は、この種の銭貨の存在が社会的に要請されたことを示している。本稿はこれらの銭貨がどのような性格をもっているのか検証を試み、そこから文献資料からは窺えない元代の通貨ルールの一端を論じるものである。

1 至正権鈔銭

支鈔（交鈔）半分銭は銭径約2.4cmの普通の小平銭の大きさの青銅貨で、穿上の字は「支」か「交」か両様の読みがあるように、無理をすれば「交」と読めないこともない書体をしている。素直に読めば「支」とするべきだが、鈔の種類を特定できない憾みが残る。ここでは判断を保留し、以下自然な読みと考える「支鈔半分」を使うことにしたい。鑄造の主体については、官鑄説もあるが、穿の縁が反って官鑄銭に比較的少ない形状であること、史書に発行の形跡がないことから、民鑄銭と見るのが常識的な判断であろう。支鈔半分銭が折銀銭であるというのは銀価が低くなりすぎてあり得ず⁽⁹⁾、権鈔銭であることは疑いない。では権鈔銭とは何か。私はかつて元末の貨幣状況を論じたとき権鈔銭（至正之宝）に言及した。いま簡単に振り返り権鈔銭の機能について確認しておきたい⁽¹⁰⁾。

至正10年（1350）、元朝が断行した幣制改革は、それまでの中統鈔5貫と至元鈔1貫を等価とする2鈔制度を変更して、中統鈔1貫と至元鈔2貫を等価にし、同時に銅銭（至正通宝）を発行して、歴代の銅銭と併用し、銅銭1000文を中統鈔1貫に当てたものである。この改革は、中統鈔が民間で物価の基準であったことを背景として、銅銭と対応させる鈔に中統鈔を選んで鈔の価値を維持しようとしたものであるが、中統鈔5貫と至元鈔1貫を等価とする改革以前の関係と比べると、中統鈔は至元鈔に対し10倍価値を高めたので2鈔の関係が逆転することになった。新たに価値を高めた中統鈔は裏面に「至正印造元宝交

鈔」の印を押して（図2）、至正交鈔ないし新鈔と称し、印のない中統鈔（旧鈔）と区別した。ところが民間では、政府の幣制改革を受け入れず、旧来の中統鈔による価格表示を堅持した。かくて社会には、中統新鈔（至正交鈔）・中統旧鈔・至元鈔の3種類の紙幣が併存することになった。その関係は、

(a) 中統新鈔（至正交鈔）1貫＝中統旧鈔10貫＝至元鈔2貫＝銅錢1000文である。鈔の額面を貫文表示から両錢分釐にかえて書き直すと、

(b) 中統新鈔（至正交鈔）0.5分＝中統旧鈔5分＝至元鈔1分＝銅錢5文である。

元末の混乱の進行下で、鈔の安定をはかる方法の1つが権鈔錢による鈔価値の保証である。有名な至正権鈔錢（至正之宝）は、背面に「吉」字のほか、権鈔伍分（図3）、権鈔壹錢、権鈔壹錢伍分、権鈔貳錢伍分、権鈔伍錢の錢文を有する5種類があり、それぞれが鈔の価値に対応する。「吉」字が示すのは吉安路であり、錢の精巧な作りから官鑄錢であることも確かである。おそらく吉安路総管府が発行主体なのであろう。また至正権鈔錢は銅錢であるから、重量・大きさに至正通宝や歴代錢と均衡がとられ、権鈔伍分の銘文をもつ至正之宝は至正通宝当五錢に、権鈔壹錢は当十錢に対応する（但し至正通宝錢は当十までしかないので権鈔壹錢伍分以上は仮想である）（図4）。そして等式(b)から知られるように、額面の5分が当五錢（5文）に当たる鈔は中統旧鈔しかなかった。換言すると、紙幣である中統旧鈔と銅錢である至正通宝が至正権鈔錢を媒介にして連結するのである。

中統旧鈔5分＝至正之宝伍分＝至正通宝当五錢

権鈔錢の具体的な機能は鈔と錢を関連づけることである。従って権鈔錢が存在するための前提は、まず鈔と錢がともに存在することである。しかも鈔と錢の価値額が一定の比率で対応し鈔の額面に明示的に記載されていることである。ただし中国の貨幣は素材が異なればそれぞれ独自に貨幣価値が変動する。紙幣に銅錢との関係を記していても両者が緊密にリンクしているわけではなく、紙幣は錢から独立して価値変動する。本来一定であるべき鈔錢関係が鈔の価値下落で崩れるのを、鈔と銅錢の関係を明示することで防止するのが権鈔錢の存在意義である。従ってもともと両者のリンクが図られず別々の貨幣として存在し変

動相場の形成が容認される事情のもとでは権鈔銭の意義はほとんどない。また鈔と銀の関係が鈔面に記されていても、別の方法で鈔銭関係または銀銭関係が明らかにされていなければ、鈔と銭の固定されるべき関係がなく、やはり権鈔銭の存在意義は極めて低い。

さて吉安では3種の鈔のうち中統旧鈔だけが至正権鈔銭と対応した。それは社会の受け入れたのが至正幣制改革以前から中統旧鈔を基準とする価格体系であったため、地方政府が中統旧鈔を銅銭と対応させ鈔価値を安定する方策を自発的に採用したことを示している。中統鈔が民間における価格標準であった状況は非常に堅固である。興味深いのは、元朝政府が中統新鈔（至正交鈔）の安定を至正通宝と直接に等価とすることで実現しようとしたのに対し(a)、地方政府は至正通宝と対応する至正権鈔銭を媒介にして中統旧鈔の安定を図ったことである。中央政府と地方政府の通貨安定政策は、その対象が貨幣価値に10倍もの差のある中統新鈔と旧鈔というように完全に食い違っていた。14世紀後半、元朝中央政府の政策意図は江西行省吉安路には全く貫徹しなくなっていた。

2 支鈔半分銭ほか

〔支鈔半分〕 至正権鈔銭と同様の方法で支鈔半分銭について考えてみよう。銭文の半分（5釐）が対応する鈔の額面は重量単位表示で0.5分（5釐）、貫文表示で5文である。支鈔半分銭は小平銭の大きさであるから銅銭としては1文である。それゆえ銅銭1文に相当する鈔5文が支鈔半分銭の権鈔する対象になる。このような鈔を金元時代に探すと、中統鈔・至元鈔併用時期の中統鈔と、至元鈔・至大銀鈔併用時期の至元鈔しか候補とならない。すなわち支鈔半分銭は金代のものではない。⁽¹¹⁾

至元鈔を発行した至元24年（1287）の幣制改革は、至元鈔1貫＝中統鈔5貫と規定したが⁽¹²⁾、至元鈔・中統鈔いずれも銅銭の単位（貫文）で額面を表示しながら銅銭の铸造発行を行わず⁽¹³⁾、従って銅銭との比価も当然ながら定めなかった。至元鈔の額面は最小が5文で最大が2貫までの11種類があり、中統鈔は最小10文、最大2貫までの9種類である⁽¹⁴⁾。民間では依然中統鈔が物価の基準であり続

けたが、もし支払いを中統鈔で行うと、最小10文が可能で、それより小さい価格は支払い不可能となる。元代では正式には銅銭の使用が認められない時期が相当長いにもかかわらず、歴代の銅銭がかなり行使されていた地方のあったことは周知の事実である。また元代では寺廟の発行したいわゆる廟宇銭(17)が多くの年号について存在したことも知られている。これら歴代旧銭・廟宇銭は、政府の政策如何にかかわらず、10文未満や5で割り切れない価格の支払いに使われた可能性がある。但し廟宇銭は小平銭の大きさのものもあるが、それよりかなり小型のものも多く、これら小型の廟宇銭については流通手段としてどれだけ機能したか疑問が残る(図5)。

前述のように権鈔銭は、銅銭と鈔のリンクを媒介するものである。銅銭がなければ権鈔銭の存在の意義はない。まず支鈔半分銭が中統鈔・至元鈔併用時期のものである可能性を検討しよう。中統鈔5文は中統鈔半分といってもよく、支鈔半分銭は歴代旧銭と同様1文であるから、

中統鈔5文(中統鈔半分) = 支鈔半分銭1文 = 歴代旧銭1文

という等式が成り立つ。このうち中統鈔5文は現実には存在しない仮想であるから、実際には、

中統鈔10文(中統鈔1分) = 支鈔半分銭2文 = 歴代旧銭2文

となる。歴代旧銭・廟宇銭が元朝の正式の通貨でないだけでなく、元朝の通貨政策として銭貨の行使を認めていない状況下で、支鈔半分銭は、歴代旧銭や廟宇銭と中統鈔を繋ぐ役割を果たしたのである。このこと自体支鈔半分銭が官鑄でないこと、政府の禁令に反して歴代旧銭等が民間で通用していたことを示している。支鈔半分銭の通用は、民間が独自に銭鈔併用のルールを決め、鈔の価値を安定させるためのものであったと認められる。

支鈔半分銭が至元鈔・至大銀鈔併用時期の至元鈔を権鈔した可能性はあるだろうか。至大2年(1309)の幣制改革では、新しく発行する至大銀鈔1両を至元鈔5貫に等しいと定め、至大通宝・大元通宝(当十銭)なる銅銭を発行して銭鈔を相権させた。そのレートは、至大銀鈔1釐 = 至元鈔5文 = 銅銭1文である。⁽¹⁸⁾ 至元鈔5文は5釐(半分)といってもよいから、至元鈔5文に等しい価値の支鈔半分銭が至元鈔を権鈔し、銅銭と至元鈔を連結したことはあり得る。つ

まり以下の等式が成り立つ。

至元鈔5文（至元鈔半分）＝支鈔半分錢1文＝至大通宝1文

ところが至大幣制改革はわずか20箇月で崩壊した。至大銀鈔は廃止され、以前の至元鈔1貫＝中統鈔5貫の体制に復帰した。⁽¹⁹⁾支鈔半分錢が2年に満たない期間、至元鈔と銅錢の間を取りもった可能性は残るが、現実にはあまりに期間が短い。さらに至大2年に突然、支鈔半分錢の権鈔の対象が中統鈔から至元鈔に変わるのも不自然である。むしろ支鈔半分錢は至大幣制時を除き、至元24年（1287）から至正10年（1350）までの期間の大部分を占める中統鈔・至元鈔併用時期に中統鈔を権鈔する意義をもったと考えるべきであろう。この錢は決して元初あるいは元末のものではない。

なお支鈔半分錢が中統元宝交鈔を権鈔するなら至元通行宝鈔と区別して「交鈔半分」と読む可能性もあるが、当時の社会で中統鈔による価格表示が普通のことであれば、支鈔半分であっても問題はないだろう。私はやはり書体が支鈔のように見えることを重視する。

〔至元半分〕（図6）至元半分錢は『統泉匯利集』巻3に著録される小平錢⁽²⁰⁾である。背に文の1字があるが、1文を表すのかも知れない。この錢は支鈔半分錢と同様に考えることができる。つまり中統鈔・至元鈔併用時期の中統鈔を権鈔したもので、至元半分の名称から24年以後の至元年間（1287-1294）もしくは後至元年間（1335-1340）に民間で発行されたものである。

〔政和通宝（半分）〕（図7）〔宣和通宝（半分）〕⁽²¹⁾いずれも背に半分とある小平錢で、錢の作り・書体から元錢とされる⁽²¹⁾。これらの錢は支鈔半分錢・至元半分錢と同様に考えることができるから、中統鈔・至元鈔併用時期の中統鈔を権鈔したものであって、折銀錢ではない。これらの錢の特徴は錢名に北宋の年号を使うことである。元代の民間で通用した歴代錢は、北宋錢のもっとも多かったことが現在の出土例から知られている⁽²²⁾。元朝政府が北宋の年号を錢貨に用いることはあり得ないから、これらの錢は民鑄である。

〔大觀通宝（半錢）〕（図8）『上海博物館藏錢幣・宋遼金西夏錢幣』（上海書画出版社、1994年）ほかに著録される。背に半錢と記す。これを著録する前書は半分と読むが、分でなく、元刊本によく見られる錢の俗字である。半分錢

が小平銭の大きさだったのに対し、この銭は径が約4cmで、至正通宝当五銭・至正之宝伍分銭・大中通宝当五銭・洪武通宝当五銭とほぼ同じ大きさである。それゆえ銅銭としては5文の価値を有する。銅銭5文が銀半銭に相当することはあり得ないから、これらが折銀銭というのは誤りである。半銭が表すのはやはり鈔の額面価値である。

中統鈔・至元鈔併用時期については、

中統鈔5貫(5両=50銭) = 至元鈔1貫 = 銭1000文

であるから、中統鈔半銭 = 銭10文で、大観通宝(半銭)とあわない。

至正幣制では、

中統新鈔(至正交鈔) 1貫 = 中統旧鈔10貫 = 至元鈔2貫 = 銅銭1000文

であるから、中統旧鈔半銭 = 銭5文で、ぴったり合う。つまり大観通宝(半銭)が権鈔したのは、至正幣制の3鈔(中統新鈔・中統旧鈔・至元鈔)併用時期における中統旧鈔である。いま鈔銭レートから計算したが、前述のように、至正之宝伍分銭と同じ大きさであり、しかも至正之宝伍分の権鈔したのが中統旧鈔であったことを想起すれば、伍分 = 半銭である以上、中統旧鈔を権鈔したことは直ちに了解されることである。大観といった北宋の年号を使うことから官鑄でないことも明らかである。至正権鈔銭が吉安路の地方政府が民間の通貨状況でもっとも一般的だった中統旧鈔を安定させるため発行したものと想定されるのと同様、大観通宝(半銭)も元末の混乱の中で中統旧鈔を安定させるため民間が独自に生み出した権鈔銭だったと言える。

〔大定通宝(半分)〕(図9) 背が申・半分の小平銭である。申は酉とともに正品の大定通宝によく見られ、紀年と考えられる。李佐賢『古銭匯利集』巻15、金銭に著録され、また掲図したもののほかに、「穿の下に圈点が2つある者」「穿の上下に半分、左右に2つの圈点がある者」もあるという。⁽²⁴⁾ いずれも金銭とすることには疑問がある。金代の銀価は1両が銭2貫であるのが標準であると認められるから、銀半分なら銭10文であり、この銭が1文銭である以上折銀銭にならない。それゆえ権鈔銭の1種だが、金代の権鈔銭である可能性も銭鈔比価に照らすとやはりない。⁽²⁶⁾ 従って金の年号を有するとはいえ支鈔半分・政和通宝(半分)等の半分銭と同様に考えるべきであり、中統鈔・至元鈔併用

時期の中統鈔を権鈔した民鑄の銭である。

〔泰和通宝（二分半）〕（図11）泰和通宝は、小平銭でありながら二分半と鑄込まれたものである。『統泉匯利集』巻3に著録され、金章帝の鑄造した銭とする。⁽²⁷⁾しかしこれにも疑問がある。銅銭1文が銀2分5釐に相当することはあり得ないから、これも折銀銭でなく権鈔銭の1種である。しかも金代の鈔で権鈔の対象となりうるものはない。元代のものとして、至大2年の至大幣制で、

至大銀鈔1両＝至元鈔5貫＝中統鈔25貫＝銀1両＝至大通宝1貫

であるから、中統鈔2分5釐＝銭1文となる。すなわち泰和通宝（二分半）が権鈔したのは至大幣制時の中統鈔に違いない。泰和は金朝の年号だから、この銭も民鑄である。至大幣制で、政府は至大銀鈔を発行した後、追加的に銅銭（至大通宝）を鑄行し、至大銀鈔と等価にして銀鈔の価値を固定しようとしたが、民間の対応はそれと異なり、安定させるべき鈔として中統鈔を選択した。至大幣制は短期間で終わったが、その短い期間においても、民間でこのように中統鈔を対象とする権鈔銭を作り出したのは興味深いことである。

〔泰和通宝折二（一分）〕（図12）この銭は折二銭の大ききで、背の左右に二銭、上下に一分の字がある。『古銭匯利集』巻15に著録され、金章帝の銭とする。⁽²⁹⁾大定通宝（半分）・泰和通宝（二分半）と同様の問題がある。折二銭つまり銭2文が対応するのは銀でなく鈔10文しかないから、支鈔半分銭と同様、中統鈔・至元鈔併用時期の中統鈔を権鈔したものである。なお折二銭の背に「二銭」あるいは「二」と表示することは元末明初に見られる。例えば、至正通宝・天佑通宝（張士誠鑄造）・大中通宝（朱元璋鑄造）・洪武通宝である。それ以前銅銭にこのような例はない。泰和通宝折二（一分）は2鈔時代のものといっても比較的遅い時期のものと思われる。

なお大定・泰和という金代の年号をもつ以上、大定通宝（半分）以下3種の権鈔銭は華中南よりも金の領域であった華北で鑄造された可能性が高いと思われる。

3 権鈔銭の意義

金末元初あるいは元末の、権鈔銭あるいは折銀銭といわれてきたものを1つ1つ検討すると、支鈔半分・至元半分・政和通宝（半分）・宣和通宝（半分）・大定通宝（半分）・泰和通宝折二（一分）の各銭は、中統鈔・至元鈔併用時期の中統鈔を、泰和通宝（二分半）は至大幣制時の中統鈔を、大観通宝（半銭）は至正幣制時の中統旧鈔を、それぞれ権鈔した民間の権鈔銭であることが判明する。つまり金代のもの、至元24年より前の元初のもの、大観通宝（半銭）を除いて至正10年以後の元末のものはない。また官鑄銭はなく、すべて民鑄銭である。

重要なのは、これらの権鈔銭の歴史的意義である。元朝は中統鈔・至元鈔を併用した至元幣制時代、鈔価値の安定は税制や専売制（とくに塩法）を通じて鈔の回収を積極的にはかることで実現しようとした。鈔専一の制度を堅持して銅銭を発行せず、従って銭と鈔のリンク、いわゆる子母相権を採用しなかった。

銭の通用の禁止といった政府の基本方針とは別に、民間で銅銭がかなり通用する地方もあった。とくに福建省とその隣接地域である。福建省省ほどでないにしても、旧南宋の地であった東南地方では歴代銅銭がある程度は出回っていたことであろう。市丸智子によると、現存資料で確認できる範囲であるが、鈔の貨幣単位について国家財政では錠両表示、民間交易では西北部と大都以外で貫文表示という二重構造があるという。貫文表示が直ちに銅銭の広範な通用と結びつくわけではないが、民間における銅銭使用と全く無関係ではないように思う。権鈔銭の存在が示すのは、銅銭使用の禁止にもかかわらず銅銭が使用されたこと、現在の我々が使う1万円札と100円硬貨のように、貨幣素材が異なっても1つの貨幣価値の体系のもとで銭と鈔を使う仕組みを作り出したこと、その貨幣価値の体系を明示・維持するため政府に代わって銭鈔間の子母相権を行ったこと、そして何よりも権鈔銭という新しい発想の銭貨を官に先んじて作り出したことである。官による権鈔銭の発行は元末吉安路の至正権鈔銭が唯一のものであるが、それはこれら民間の権鈔銭にならったものに違いない。

社会は、政府の禁じた銅銭を行使したが、政府の供給した鈔を否定・拒否す

ることはなかった。おそらく銅銭の流通は小額面の支払いという面にとどまったと思われる、その点では国家財政に多大の影響を及ぼした可能性は低い。しかし民間の選んだ鈔が3度の大きな幣制改革（至元・至大・至正）にもかかわらず、中統鈔で一貫していたことは、国家財政の論理と社会の貨幣感覚との間に齟齬があったことを意味している。半分銭等の民間の権鈔銭はおそらく流通量が非常に少ないから、ごく限定された地域や職種・集団にのみ通用したものと思われる。その意味では民間の権鈔銭に過大な歴史的評価を付与することは謹んだほうがよいだろう。しかし少なくとも社会が権鈔銭という前例のない貨幣を自らの必要性に応じて作り出したことの意義は大きいのである。

重量表示を有する銭貨は、本稿で取り上げた元代の権鈔銭のほかにもある。春秋戦国時代の布銭・圜銭の一定部分のほか、半兩銭・五銖銭は代表的なものであり、重量が銭名そのものである。これら古代の銭貨はひとまず置くとして、重量が銭名でなくなった時代で重量が鑄込まれるのは、元の権鈔銭を除くと明初、明末清初に多く出現する。明初は洪武通宝に一銭・二銭・三銭・五銭・一兩といった銭貨自身の重量を記したものがあり、明末の嘉靖通宝・天啓通宝・崇禎通宝にも銭重を記したものがある。南明の桂王朱由榔の永曆通宝、孫可望の興朝通宝、呉三桂の利用通宝、耿精忠の裕民通宝の大銭には、二厘・五厘・一分などがあり、清初の順治通宝の小平銭には、一厘と記したものがある。清末宝福局の咸豊銭にも両銭分を単位とする重量が記されたものがある。これら紀重銭は明末清初のは銭の大きさと分厘という単位で記された価値の関係から、銀と対応することは明らかである（図13）。つまり重量表示には、銭重そのものを記す場合と、貨幣価値で等しく対応する銀の重量を記す場合がある。

紀重銭の歴史的変遷の意味は興味深い。洪武通宝は小平銭は一銭・折二銭は二銭・折三銭は三銭・折五銭は五銭・折十銭は十銭というように、貨幣価値と銭重の対応を明確にしたものであるが、元末諸政権の発行した銅銭は洪武通宝のような銭重を記さなくても銭の大きさと貨幣価値が対応している点で、洪武通宝と共通する（唐宋の銭貨と異なる面である）。この時点ではまだ銀と銭の貨幣としての対応は見られない。嘉靖以後の明朝もあらためて銭重を記し銭貨の信用を確保しようとしているが、銭と銀の関係を明示するに至っていない。

だが明清交代期の諸政権は銀と銭の関係を銭面に明らかにしようとした。社会における銀は明末にはすでに相当普及していたが、新しい政権は積極的に自身の発行する銅銭を、社会に普及した銀と連結し、安定した通貨体系を形成しようとしたと言える。清朝政権が安定すると再び紀重銭は消滅し、19世紀後半にわずかであるがまた出現する。

以上のように紀重銭の変遷は、動乱の時代に政権がどのように安定した通貨体系を築くかという問題と深く関わって、銭の価値を自身の重量で示したり、銀とリンクしたりしたことを示している。それと対比すると、元代中期、中統鈔と銅銭の媒介となった権鈔銭が後の紀重銭と全く性格を異にすることが了解できる。元代の権鈔銭は重量表示を有するとはいえ、紀重銭でなく、鈔価と対応しているだけである。その点では価値を表示しているが、本来の意味で紀値⁽³²⁾銭でもない全く独特な銭貨である。これまで支鈔半分銭をはじめとする権鈔銭の重量表示を、銀と結びつけて理解しようとするものがあつたのも、むしろ明末清初の紀重銭からの類推の結果に違いない。

結 語

初めに断つたように、本稿では支鈔半分銭などの権鈔銭を歴史的な産物と仮定して、その意義を論じた。もしこれらの権鈔銭がすべて明代以後の人が作った臆造品だとしたら、以上の議論は破棄されなくてはならない。しかしこれらの銭貨は共通して元朝の幣制に適合した内容を具備する。数種類のうちにあやしいものがあつたとしても、すべてが臆造品だとは私にはどうしても思えないのである。

註

- (1) 鄭家相「支鈔半分」(『錢幣』第28期、1945年)。
- (2) 奥平『東亜錢志』巻11、復刻洋装本(歴史図書社、1974年)は第3巻、328頁。
- (3) 丁福保『古錢大辞典』初版1927年、1982年中華書局景印、下編補遺516葉。
以錢権鈔鈔権銭、幣制雖難言至正年、五等遙推原五進、小平応得半分全。

この詩の意味は以下の通り。銭で鈔を権する鈔権銭であるが、銭の作りは至正年間の権鈔銭ということではできない。伍分・一銭・一銭伍分・二銭伍分・伍銭の5等級からなる至正権鈔銭が五で等級をつけることを敷衍すると、小平銭の半分があつて全てそろふことになる。

- (4) 朱活『古銭新典』三秦出版社、1991年、416頁。
- (5) 李如森『中国古代銭幣』吉林大学出版社、1998年、430頁。
- (6) 華光普『中国古銭大集』湖南人民出版社、2004年、901頁。
- (7) 前註(3)参照。
- (8) 前掲『中国古銭大集』598頁、627頁、587頁。
- (9) 金代の銀価は資料が乏しいが、承安2年(1197)承安宝貨なる銀錠を発行したとき「毎両折銭二貫」とあり、興定3年(1219)の計贓の規定では、銀1両を銭2貫とする。金末の銀価は1両が2貫と見てよいだろう。いずれも『金史』巻48、食貨志、銭幣による。

元代では、至元19年(1282)の「整治鈔法」(『大元聖政国朝典章』巻20)で中統鈔2貫前後、同24年「行用至元鈔法」(同書同巻)で至元鈔2貫である。元では鈔専一時期は銅銭による銀価は見当たらないが、至大幣制時期(1309-1311)は銅銭を発行し、鈔銀銭の比価が明示されたので、それで計算すると、至大銀鈔1両=銀1両、至大銀鈔1両=銅銭1貫だから、銀1両=銅銭1貫である。14世紀に入ると銀価の大幅な下落が認められている(前田直典「元朝時代に於ける紙幣の価値変動」初出1947年、『元朝史の研究』東京大学出版会、1973年、所収)。13世紀は公式の銭銀比価は存在しないが、民間では銀1両=銭2貫と見てよいだろう。銀1両=銭2貫なら銀半分=銭10文で、かりに銀1両=銭1貫としても銀半分=銭5文である。支鈔半分銭は小平銭であるから1文であり、銀半分の価格としては低すぎる。

- (10) 宮澤「元代後半期の幣制とその崩壊」(『鷹陵史学』27号、2001年)。至正権鈔銭だけでなく、本稿における元後半期の通貨事情はこの論文による。
- (11) 元朝の最初の本格的紙幣である「交鈔」は前田直典の推測によると、額面は銅銭の単位で記され交鈔1貫は銅銭1貫であり(前掲前田「元朝時代に於ける紙幣の価値変動」110頁)、支鈔半分の権鈔する対象にならない。

金代紙幣の額面については『金史』巻48、食貨志、銭幣と『欽定文献通考』巻8、銭幣考によると、以下のものである。また金代貨幣史の流れについては、劉森『宋金紙幣史』(中国金融出版社、1993年)、高橋弘臣『元朝貨幣政策成立過程の研究』(東洋書院、2000年)を参照。

貞元2年(1154)発行の交鈔は1貫から10貫まで5等の大鈔と100文から700文まで5等の小鈔があり、貞祐2年(1214)に20貫から1000貫のものを発行。同3年(1215)発行の貞祐宝券は交鈔を改称したもの。興定元年(1217)発行の貞祐通宝は1貫を貞祐宝券1000貫に、4貫を銀1両に当てたもの。元光元年

(1222) 発行の興定宝泉は1貫を貞祐通宝400貫、2貫を銀1両に当て、翌年1貫を貞祐通宝50貫としたもの。同2年(1223)発行の元光重宝は1貫を貞祐通宝50貫に当てたもの。金滅亡の直前天興2年(1233)蔡州で発行された天興宝会は1銭から4銭の4等で銀と対応させたもの。この間、銅銭は貞祐3年(1215)に通用が禁止されている。

以上によると、国初から1154年までは銅銭のみ、1215年までは鈔銭併用、1217年以後は鈔銀併用である。金代の鈔は、最後の天興宝会が重量表示であるのを除いて銅銭の単位(貫文)による額面表示のみであり、元のように両銭分釐と貫文の両様の貨幣単位をもたない(ただし元鈔の両銭分釐による価値表示は銀の価値でないことに注意されたい。例えば初め中統鈔2両は銀1両である)。また権鈔銭存在の前提は鈔と銭が揃い、一定の比価が定まっていることである。そうすると支鈔半分銭のように重量「半分」を記した権鈔銭は金代では興定宝泉を除くとなじむものがない。興定宝泉は2貫が銀1両に相当する。禁令にもかかわらず民間で銅銭が出まわっていたとすると、銀価は毎両銭2貫だから、興定宝泉と銅銭は等価である。

興定宝泉2貫=銀1両=銭2貫

あるいは、

興定宝泉2文=銀1釐=銭2文

であるから、銅銭1文は興定宝泉1文、もしくは銀半釐となって支鈔半分銭の権鈔する対象にはなり得ない。

- (12) 『大元聖政国朝典章』巻20、戸部、鈔法、行用至元鈔法、至元24年3月。
(13) 実際には至元24年以前のごく短い期間、銅銭の発行されたことがあるらしい。『元史』巻205、盧世榮伝に、

(至元二十二年)正月壬午……(盧)世榮奏、……自王文統誅後、鈔法虚弊、為今之計、莫若依漢唐故事、括銅鑄至元錢、及製綾券、与鈔參行。因以所織綾券上之。世祖曰、便益之事、当速行之。

と、至元22年に至元錢の鑄造を行うことが決まったが、同年11月に盧世榮は誅されており、おそらくこのとき鑄銭はやめられた。準備期間を考慮すると、かりに至元錢鑄造が開始されたにしてもごくわずかの期間である。このときの至元錢が現在伝わる至元通宝かも知れない。

- (14) 『元史』巻93、食貨志、鈔法。
(15) 中統鈔表示10文は、至元鈔で2文になるが、至元鈔の最小額面は5文なので支払いが不可能である。ただし価格表示の面では、10文(1分)より小さい釐の単位も使われる。
(16) 前田「元代に於ける鈔の発行制度とその流通状態」(初出1944年、前掲『元朝史の研究』所収)85頁。とくに福建行省とその隣接地域に多いという。
(17) 廟宇銭とは、仏寺が供養のため鑄造した銭貨である。供養銭・香火銭ほか多

くの異称がある。朱活『古銭小辞典』（文物出版社、1995年、249頁）によると、他の時代と違って元代寺觀の鑄造した廟宇銭は僧侶が直接政治に参与したことから、実際上民間の私鑄ではなく官鑄に属するものという。官鑄と言えるかどうかはともかくとして、廟宇銭の多くが、例えば至治元宝・至治通宝のように銭文に年号と元宝・通宝を鑄込む事実は、庶民に官銭のような感覚を与えたのではないかと思われる。

- (18) 『元史』卷23、至大2年9月庚辰。
- (19) 『大元聖政国朝典章』卷20、戸部、鈔法、住罷銀鈔銅銭使中統鈔、至大4年4月。
- (20) (至元銭) ……小平銭、銭文曰半分、背上文字。
清翁樹培『古泉彙考』卷6にも著録される。ただし図がない。
- (21) 前掲華光普『中国古銭大集』に著録されるが(598頁・627頁)、歴代の銭譜に見えない。宣和通宝(半分)の銭影は不鮮明なので掲図しない。
- (22) 三宅俊彦『中国の埋められた銭貨』同成社、2005年。
- (23) 金元代の一般的な銀価格、銀1兩=銭2貫を採用すると、銀半銭は銭100文となる。銀価が下がって1兩が1貫となっても、銀半銭は銭50文で、5文銭たる大觀通宝(半銭)が銀半銭と等価になることはあり得ない。
- (24) (大定通宝) 一背上申、左右半分。……彙考又有申半銭穿下双圈者、又有上半下文・左右二圈者。

彙考とは清翁樹培『古泉彙考』卷6のこと、穿下双圈・左右二圈はいずれも、金の正品である大定通宝の申字銭よりやや小さいものという。このほか清倪模『古今銭略』卷15、古圓銭別品に大定通宝小平銭の背に申・半分のほか穿の下に3つの圈点のある銭が記載されている。以上圈点のある3つの銭の圈点が何を意味するのは分からない。(図10)

- (25) 前註(9)参照。
- (26) 前註(11)参照。
- (27) (泰和通宝・二分半) 泰和通宝銭、見前譜。此背異。上仰月、左右及下二分半、三字類前譜之有一銭二分也。
前譜とは『古銭匯』をさす。背文を一銭二分と読むように、意味が理解されていない(後述)。
- (28) 前註(11)で述べたように、興定宝泉以外権鈔銭の対象となる候補はない。しかし興定宝泉では、銀1釐=銭2文だから、銅銭1文が銀2分5釐の関係ではない。
- (29) (泰和通宝) 章帝銭六品、以次迭大。一小平銭篆書・餘真書。二三四似当二。五六似当三。按史称、鑄大銭。此外無明文。鍾官図経、有泰和通宝銭似当二、而小平・当三兩種、則諸譜未載。然是銭確非偽品、可補史冊之缺。……四背不晰、上下似一分、左右似二銭。或記直耶。

『古泉匯利集』巻15は、章帝鑄造の泰和通宝として6種類を列挙する。4番目が背に「二銭・一分」とある泰和通宝折二（一分）である。図12にあるように、この泰和通宝折二（一分）は錢径が2.6cmで小平錢よりごくわずかに大きいだけで、小平錢か折二錢か判断に苦しむ大きさである。しかしそれは『古泉匯利集』のスペースの制約のためであるらしく、小平の泰和通宝（章帝錢六品の1番目）と比べると明らかに大きく描かれている。著者の利佐賢も引用のごとく「似当二」と言う。

- (30) 市丸智子「元代貨幣の貫文・錠両単位の別について——黒城出土及び徽州契約文書を中心として——」（『社会経済史学』68—3、2002年）。
- (31) 徐寿輝の天啓通宝と天定通宝、陳友諒の大義通宝、韓林兒の龍鳳通宝が知られる。
- (32) 紀値錢とは、錢貨自体の価値を記した錢で、たとえば王莽の大泉五十のように錢面に価値を鑄込んだものや、洪武通宝当十錢の背に十とあるものをいう。したがって権鈔錢のように銅錢としての価値を記さないものは厳密には紀値錢と言わない。

〔補記〕 本稿提出後、陳達農『古錢学入門』（中華書局、2001年）に「小打半分」という小錢について記載のあることを知った。錢径2.3cm、4.3gで、錢面に対読で小打半分とあり、背文のない銅錢である。陳達農は、小打という語は宋錢から現れるとして小打半分錢以外に2例挙げている。1つは錢面が「政和通宝」で背が「太平小打」とあるもの。1つは錢面が「風流小打」で背の上下に「半分」とあるものである。そして小打半分は小当半分の意味で、折銀紀値錢であるという(307-308頁)。これらはいかにも民間鑄造の錢貨である。陳達農は「小打」という錢文に注目しているが、私は3例中2例に半分という錢文のあることに興味をひかれる。つまり典型的な小平錢の大きさで半分とあるのは本稿で観察した各種の権鈔錢と全く同じである。小打半分とは「この小錢は中統鈔半分に当たる」の意味で、中統鈔・至元鈔併用時期の中統鈔を権鈔するため民間で鑄造した銅錢と言うことになる。

〔付記〕 本稿は2003年度佛教大学特別研究助成による研究成果の一部である。



図 2

図の出典

- 図 1 支鈔半分 表 『中国古銭大集』
- 図 2 至正印造元宝交鈔の印 中統元宝交鈔伍伯文の裏面
内蒙古銭幣研究会・中国銭幣編輯部共編 『中国古鈔図輯』（中国金融出版社、1992年）3.19B 図 原寸不明
- 図 3 至正之宝 権鈔伍分 『上海博物館蔵銭幣・元明清銭幣』（上海書画出版社、1994年）
- 図 4 至正通宝当五銭 蒙文 『上海博物館蔵銭幣・元明清銭幣』（上海書画出版社、1994年）
- 図 5 廟宇銭 泰定通宝 『中国古銭大集』
- 図 6 至元半分 『統泉匯利集』
- 図 7 政和通宝（半分） 『中国古銭大集』
- 図 8 大観通宝（半銭） 『上海博物館蔵銭幣・宋遼金西夏銭幣』
- 図 9 大定通宝（申・半分） 『古泉匯利集』
- 図 10 大定通宝（申・半分・3 圈点）背 倪模 『古今銭略』
- 図 11 泰和通宝（二分半） 『統泉匯利集』
- 図 12 泰和通宝折二（一分）背 『古銭匯利集』
- 図 13 永暦通宝（壹分） 『上海博物館蔵銭幣・元明清銭幣』



图 1



图 5



图 3



图 4

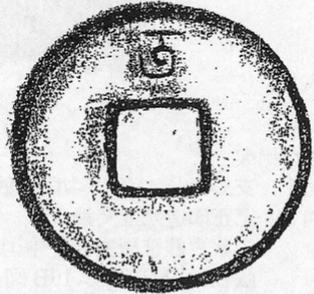
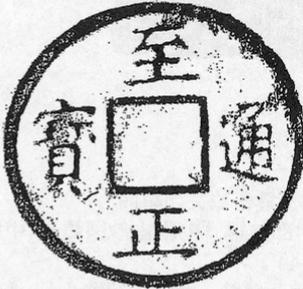


图 8





図6



図7



図9



図10

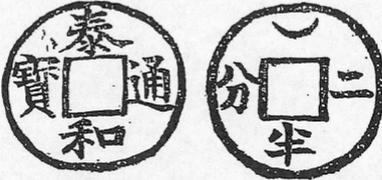


図11



図12

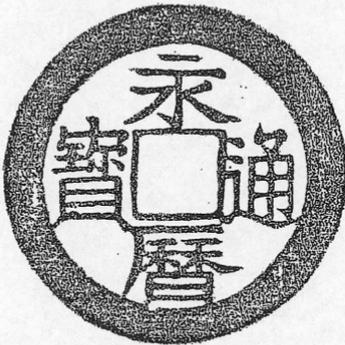


図13

